

『学校改善研究紀要』編集規程

1. 本紀要は、日本学校改善学会の機関誌として年1回発行する。
2. 本紀要は、本学会会員の研究論文を掲載し、併せて文献・資料の紹介その他研究活動に関係する記事を掲載する。
3. 本学会に論文を掲載しようとする会員は、所定の論文掲載要領にしたがい、紀要編集委員会に送付するものとする。
4. 論文の掲載は、査読者の判定に基づき、紀要編集委員会の合議によって決定する。
5. 紀要編集委員は、編集の過程において、執筆者と原稿について協議することがある。また、発行の費用に関して必要な場合、執筆者に負担させることがある。
6. 本紀要に掲載した論文は、原則として返還しない。

『学校改善研究紀要』論文掲載要領

1. 本紀要に掲載する論文は、投稿論文と依頼論文からなる。
 - (1) 投稿論文は、学術研究論文、実践研究論文、実践報告からなり、本学会員が自由に投稿する論文を意味する。学術研究論文と実践研究論文は査読の対象となる。実践報告は査読の対象とはしない。
 - (2) 依頼論文は、原則として編集委員会が依頼する論文を意味する。特集論文、研究論文紹介、書評がこれに相当する。なお、執筆者は会員に限らない。
 - (3) 実践研究論文は、特色ある実践事例を紹介・分析した論文を意味し、当該事例に関与した者(著者のうちいずれかで可)でなければ執筆できないものとする。
 - (4) 学術研究論文と実践研究論文については、英文投稿を可とする。ただし、当分の間、査読対象とはしない。
 - (5) これらの他、二次出版論文を掲載できる。二次出版論文とは、国内外の学会誌にて、日本語以外の言語で発表された「学校改善に関する研究論文(原著・資料・その他)」の二次出版論文を対象とする。すでに他誌の編集委員会により査読が終了し、掲載および出版されていることが本誌への投稿の条件である。なお、著者は、本学会の編集委員会に当該論文(掲載論文原稿のコピー)と同時に日本語に翻訳した論文原稿を送付し、本学会編集委員会の日本語の校閲を受けた上で掲載の可否が決定される。なお、本学会誌の編集委員会から著者に依頼し、二次出版論文の掲載を行うこともある。
2. 投稿資格については、以下のとおりとする。

投稿は連名投稿者(第二著者以降)を含めて本学会正会員によるものとする。また、原則として未発表のものに限る。ただし、他誌に投稿中のものと同一内容の投稿は認めない。

3. 博士論文等(修士論文、実践研究報告書などを含む)に関する例外(論文掲載要領2の例外事項)を次のように定める。

1)博士論文等に関しては、論文を大学側が受理し、公開している場合でも、本誌への投稿は可能である。しかし、他誌等への未公開原稿であることが条件となる。

2)本誌に投稿中の論文で、本誌への掲載が決定していない状態でも、大学側が受理したものを公開することを認める。ただし、主著者は編集委員会事務局に該当箇所について報告することが条件となる。

3)本誌に掲載された論文の全文、一部、または改編した内容を学位論文、書籍等へ転載することを認める。ただし、主著者は編集委員会事務局に該当箇所について報告することが条件となる。

4. 字数については以下の通りとする。なお、A4版フォーマットは1枚1600字相当である。

(1) 特集論文 A4版フォーマット15枚以内(査読無)

(2) 学術研究論文 A4版フォーマット15枚以内(査読有)

(3) 実践研究論文 A4版フォーマット15枚以内(査読有)

(4) 実践報告 A4版フォーマット15枚以内(査読無)

(5) 英文論文 A4版フォーマット15枚以内(査読無)

(6) 研究論文紹介 A4版フォーマット15枚以内(査読無) ※2025版より

(7) 書評 A4版フォーマット1枚程度(査読無)

(8) 二次出版論文 A4版フォーマット15枚以内(査読無) ※2025版より

5. 図表は本文の字数に換算するものとする。

6. 論文を投稿する場合には、次の要領に従うこと。

(1) 原稿は、ワープロによる執筆を原則とする。

(2) 図表は本文中に挿入すること。なお、表のデータは原則として画像ファイルにしないこと。

『学校改善研究紀要』論文執筆要領

1. 文字数

- (1)論文掲載要領による。
- (2)図表がある場合は相当の文字数を本文に換算する。
- (3)図表は本文中に挿入すること。

2. 書式設定

- (1)用紙 A4サイズ用紙
- (2)マージン 上下余白30mm 左右余白20mm
- (3)40字×40行
- (4)論文タイトルのフォントはMSゴシック14ポイントとして、センタリングする。
副題がある場合は、MSゴシックの12ポイントとしてタイトルと同様センタリングする。
章タイトルはMSゴシック11ポイント、節タイトルはMSゴシック10.5ポイント、本文はMS明朝10ポイントとする。
- (5)投稿論文に執筆者名は記載しない。
- (6)本文は9行目から書きはじめる。
- (7)章タイトルから本文までの間は1行、章の間は2行、節の間は1行あけること。
- (8)文末から脚注までは2行あけ、書き出しまでは1行あけること。(引用文献と注を区別する場合も同様。)

3. 注及び引用文献について

- (1)注及び引用文献は論文末に一括して掲げる。
- (2)表記法は次の例にしたがう。

※表記法1

- ①論文の場合、著者、論文名、雑誌名、巻、号、発行年、頁の順で書く。
- ②単行本の場合、著者、書名、発行所、出版年、頁の順で書く。
- ③ウェブサイトの場合、著者、文書名、URL、入手した日付、頁の順で書く。

※表記法2

- ① 引用文献と注を区別する。注は文中の該当箇所に(1), (2)…と表記し、論文原稿末尾にまとめて記載する。
- ②引用文献は本文中では、著者名(出版年)、あるいは(著者名出版年:頁)として表示する。
- ③引用文献は、邦文、欧文を含め、注のあとにまとめてアルファベット順に記載する。著者、(出版年)、論文名、雑誌名、巻、号、頁の順に書く。

4. 投稿論文申込及び提出の締切

- (1)投稿論文の申込締切は6月末日とする。ただし、締切日を紀要編集委員会が指定した場合はその

期日とする。

(2) 投稿論文の提出締切は8月末日とする。ただし、締切日を紀要編集委員会が指定した場合はその期日とする。

日本学校改善学会著作権規程

1. 本学会に投稿される論文等に関する一切の著作権は原則として本学会に帰属する。
2. 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規定に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。
3. 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。
 - ② 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

附則1 本規定は平成30年1月27日より施行する。

附則2 本規定は令和5年1月7日より施行する。